

使用前検査合格証

原規規発第 2308143 号

関西電力株式会社

執行役社長 森 望 殿

平成28年10月7日付け関原発第299号（平成30年3月20日付け関原発第434号、平成30年4月20日付け関原発第46号、平成30年7月4日付け関原発第202号、平成30年8月20日付け関原発第259号、平成30年12月5日付け関原発第415号、平成31年2月1日付け関原発第504号、平成31年2月6日付け関原発第512号、平成31年3月18日付け関原発第582号、平成31年4月4日付け関原発第3号、2019年5月16日付け関原発第68号、2019年6月24日付け関原発第115号、2019年8月23日付け関原発第204号、2020年1月23日付け関原発第478号、2020年1月31日付け関原発第510号、2020年2月26日付け関原発第542号、2020年3月24日付け関原発第609号、2020年4月7日付け関原発第20号、2020年8月21日付け関原発第236号、2021年2月25日付け関原発第603号、2021年8月2日付け関原発第290号、2022年2月28日付け関原発第561号、2022年3月15日付け関原発第581号、2022年6月10日付け関原発第136号、2022年7月1日付け関原発第195号、2023年5月12日付け関原発第50号、2023年5月26日付け関原発第66号、2023年6月7日付け関原発第112号、2023年6月21日付け関原発第152号及び2023年7月13日付け関原発第217号をもって変更の内容を説明する書類の提出）をもって申請がありました発電用原子炉施設については、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）附則第7条第1項に基づき、改正法による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の11第1項の規定に基づく使用前検査を、合格とします。

令和5年8月28日

原子力規制委員会

